政令第百四十九号

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条の四第一項第一号中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に改め、同項第四号中「納付した日」の下に「（自動車重量税法第十条の三第一項の規定により納付の委託をした場合にあつては、その納付の委託をした日）」を加える。

第十五条の六第二項第四号中「には」を「には、」に、「掲げる事項」を「定める事項」に改め、同項第五号中「納付した日」の下に「（自動車重量税法第十条の三第一項の規定により納付の委託をした場合にあつては、その納付の委託をした日）」を加える。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

税理士法施行令及び国税審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十号

税理士法施行令及び国税審議会令の一部を改正する政令

内閣は、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第四十九条の二第三項、第四十九条の十四第二項及び第四十九条の二十一並びに財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第二十一条第四項の規定に基づき、並びに税理士法を実施するため、この政令を制定する。

（税理士法施行令の一部改正）

第一条　税理士法施行令（昭和二十六年政令第二百十六号）の一部を次のように改正する。

第六条の三に次の一項を加える。

2　前項の規定は、税理士会が法第四十八条第二項において準用する法第四十七条第二項の規定により財務大臣に通知する場合について準用する。

第七条第二項中「書面で」を「書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により」に改め、同条第四項中「書面」の下に「又は電磁的記録」を加える。

第七条の二第一項中「第十号」を「第十一号」に改める。

第八条中「書面で」を「書面又は電磁的記録により」に改める。

第十一条の二第一項中「及び第十号」を「、第八号及び第十一号」に改める。

第十五条を次のように改める。

第十五条　次の各号の当該職員は、当該各号に掲げる場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

一　法第四十九条の十九第一項の規定により当該職員が税理士会又は日本税理士会連合会の業務の状況又は帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次号において同じ。）その他の物件を検査する場合

二　法第五十五条第一項又は第二項の規定により当該職員が税理士若しくは税理士法人又は税理士であつた者に質問し、又はその業務に関する帳簿書類を検査する場合

三　法第五十六条の規定により当該職員が同条の職務を執行する場合

（当該職員の証票携帯）

（国税審議会令の一部改正）

第二条　国税審議会令（平成十二年政令第二百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「又は」を「の規定による懲戒処分、同法第四十八条第一項の規定による決定又は同法」に、「懲戒処分」を「処分（第八条第五項において「懲戒処分等」という。）」に、「懲戒審査委員」を「懲戒等審査委員」に改める。

第三条第三項中「懲戒審査委員は、懲戒審査」を「懲戒等審査委員は、前条第四項の審査」に改める。

第四条第四項及び第五項並びに第六条第三項中「懲戒審査委員」を「懲戒等審査委員」に改める。

第八条第五項中「懲戒審査委員」を「懲戒等審査委員」に、「懲戒処分」を「懲戒処分等」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条中税理士法施行令第七条の改正規定及び同令第八条の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の四十九の二十二中「第二百五十二条の二十八第三項第八号」を「第二百五十二条の二十八第三項第十号」に改める。

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十一号

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の六第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令（昭和二十八年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第八条の四第三号中「未成年者」を「二十歳未満の者」に改める。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄